



平成19年8月30日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為(下記Ⅲ.2.(1)で定義されます。)に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本対応方針の有効期間は、平成22年6月に開催予定の当社第85回定時株主総会の終結時までとします。また、本対応方針は、本日付で効力を生じるものとしますが、平成20年6月に開催予定の当社第83回定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本対応方針は、直ちに廃止されます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株券等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがって、当社は、当社の株券等に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株式の大量買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。現に当社においては、平成19年5月18日、スティーラー・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー(以下「SP」といいます。)により、何ら実質的な事前の連絡のないまま、突然に当社の株券等に対する公開買付け(以下「SP公開買付け」といいます。)が実施されました。

もとより、当社は、敵対的な株券等の大量買付けであっても、その具体的な条件・

方法等によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の向上に資する場合もあると考えておりますので、かかる買付け全てを否定するものではありません。しかし、東京高等裁判所が平成19年7月9日に下した決定においてSP公開買付けに関して、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものとして信義誠実の原則に抵触する不当なものであると指摘したように、一方的な株券等の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう株券等の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の中期事業計画による企業価値向上への取組み、及び、下記2.のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、SP公開買付けのような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付け行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記I.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

1. 中期事業計画による企業価値向上への取組み

当社は、わが国においてソース類の製造販売事業を主たる事業としておりますところ、ソースをはじめとする食品事業を営む会社は、食品というお客様の健康の基礎に

なるものを製造・販売するものであり、食品の安全・安心を確保する大きな社会的責任を有するものであります。また、食品業界は、個人消費等のわが国の経済の動向に影響されるとともに、お客様の嗜好の変化や、食文化に多大な影響を受けるものです。かかる食品業界においては、伝統に培われた技術を基盤に、時代が求める味を絶えず追求するため、技術研究及び製品開発に積極的な研究開発活動を行う必要があります。あわせて食文化の提案を行う等多角的な経営を行う必要があります。当社は、現在の経営陣のもとで、お客様の嗜好の変化や健康志向の高まりに対応するべく、常に味の調査研究を行い、品質の向上、新たな素材・製品の追求等、原料面及び生産技術面から継続的に研究開発を行ってまいりました。また、様々な販売促進活動を通じてお客様と直接対話して、食文化の提案を行う等、ソース市場の活性化及び商品の需要拡大に努めてまいりました。さらに、当社の事業戦略の1つとして掲げてきた西日本エリアでの積極的な事業促進として、平成17年にイカリソースをグループ化し、両社のブランド力、生産ノウハウ等を活用し、競争力の強化に取り組んでまいりました。これらの取組みを通じて、当社は、お客様に安全・安心・信頼できる商品をお届けし、企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の向上に努めてまいりました。

これらに加えて、当社は、(ア)事業ドメインの再定義に伴う新たな調味料領域への進出、及び、(イ)飛躍のための既存事業基盤の強化を骨子として、平成19年6月7日、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の更なる拡大を図るべく、当社経営陣が合理的且つ達成可能であると考え、平成19年度を初年度とし平成24年度までの中期事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を策定いたしました。本事業計画における(イ)の飛躍のための既存事業基盤の強化の具体的な施策としましては、(i)①中食を中心とした業務用売上げ拡大を目指したプライベートブランド戦略の強化を図るとともに、(ii)当社とイカリソースとの統合シナジー効果の発揮に向け、②生産拠点の集約による経営効率の向上、③共同仕入れの実施による調達コストの削減、及び、④重複する生産・営業管理機能の効率化による生産性の向上を図ります。当社経営陣は、ソース類の製造販売事業のプロフェッショナルとして、本事業計画の遂行を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を中長期的な視点に立って今後もさらに拡大するべく最善の努力を尽くしてまいり所存です。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを

制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、平成16年7月より、執行役員制度を導入し、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化してまいりました。また、監査役4名中3名を社外監査役としており、透明性の高い公正な経営監視体制の確立に努めてまいりました。さらに、平成19年6月24日開催の第82回定時株主総会において、取締役の任期を従来の2年から1年に短縮するとともに、旧商法の規定(旧商法第257条第1項・第2項、第343条)にあわせて加重しておりました取締役の解任要件を、会社法の原則(会社法第339条第1項、第341条)に従い普通決議にいたしました。これは、当社の経営を誰に委ねるかを株主の皆様が毎年決定していただくとともに、議決権の過半数を有する株主の皆様が当社の現行の経営陣に反対された場合には、いつでもこれを交代させることを可能とするためのものであります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、ソース類の製造販売事業を主たる事業としておりますが、上記Ⅱ.に記載のとおり、本事業計画において公表いたしましたように、(ア)事業ドメインの再定義に伴う新たな調味料領域への進出、及び、(イ)飛躍のための既存事業基盤の強化を実施し、上記Ⅰ.の基本方針に資する様々な取組みを現に行っております。

したがって、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、並びに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、極めて重要であると考えられます。

そのため、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から

提供される情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

なお、当社は、これまで当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針を導入せず、SP公開買付けに対しては、平成19年6月24日開催の第82回定時株主総会における特別決議による株主の皆様のご承認に基づき、同年7月11日を効力発生日とする当社第2回新株予約権の無償割当てを行い、その後の同月24日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成19年8月9日、スティーール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー以外の新株予約権者の有する当社第2回新株予約権については、当社第2回新株予約権1個につき当社株式1株を対価として交付して取得し、スティーール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピーの有する当社第2回新株予約権については、当社第2回新株予約権1個につき金396円を対価として交付して取得する対応策を実施して対応いたしました。が、前述のとおり、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行い、また、当社が必要であると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行うために必要な時間を十分に確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであると考えられます。また、スティーール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピーによる当社第2回新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分について最終的に抗告を棄却した最高裁判所の平成19年8月7日付け決定(平成19年(許)第30号)においても、本対応方針のような対応策を予め定めることが、株主ないし投資家の皆様等の関係者の予見可能性を高めることとなるとの評価がなされたことから、当社取締役会は、本対応方針を導入することといたしました。

さらに、上記最高裁判所の平成19年8月7日付け決定(平成19年(許)第30号)において、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずるなど、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、これを直ちに株主平等の原則の趣旨に反するものということとはできないと認めていた

いたとおり、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様様に当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、SP 公開買付けの経験も踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 I. に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、SP 公開買付けは平成 19 年 8 月 23 日をもって終了いたしましたので、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙 1 をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付

者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³の合計が 20% 以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位 10 名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとしします。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者を意味し、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日⁹(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様の開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金

⁸ 証券取引法第 27 条の 26 第 1 項、証券取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

⁹ なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近 2 事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)
- ③ 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売上の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当

- 社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含まれます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
 - ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
 - ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
 - ⑫ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
 - ⑬ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
 - ⑭ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には 90 日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。な

お、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模

買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、別紙 2 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(iii) 当社が対抗措置を発動しない場合

上記(i)及び(ii)にかかわらず、(ア)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は(イ)大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であって当社取締役会が当社の株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合であっても、当社の総株主の議決権の過半数を有する株主の皆様が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合には、当社は、対抗措置を講じないものとします。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙 3 に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第 19 条第 1 項に従い、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 本対応方針の導入等に関する株主の皆様の意思の確認

当社では、SP 公開買付けに対する対応策として、平成 19 年 6 月 24 日開催の第 82

回定時株主総会において、①当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のためになされる、新株予約権者のうち一定の者はその行使又は取得に当たり他の新株予約権者とは異なる扱いを受ける旨の条件を付した新株予約権に係る新株予約権無償割当てに関する事項を、取締役会決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の委任に基づく取締役会決議により決定する旨の定款変更議案、及び、②当社第 2 回新株予約権の無償割当てを行うことを承認する議案が特別決議により承認可決され、実際に、上記定時株主総会における特別決議による株主の皆様のご承認に基づき、同年 7 月 11 日を効力発生日とする当社第 2 回新株予約権の無償割当てを行い、その後の同月 24 日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成 19 年 8 月 9 日、当社は、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー以外の新株予約権者の有する当社第 2 回新株予約権については、当社第 2 回新株予約権 1 個につき当社株式 1 株を対価として交付して取得し、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピーの有する当社第 2 回新株予約権については、当社第 2 回新株予約権 1 個につき金 396 円を対価として交付して取得する対応策を実施いたしました。この当社第 2 回新株予約権の無償割当てについては、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピーにより、差止めの仮処分の申立てがなされましたが、最終的に最高裁判所によって、平成 19 年 8 月 7 日に、当社第 2 回新株予約権の無償割当てが株主平等の原則の趣旨に反するものではなく、法令等に違反しないこと、また、著しく不公正な方法によるものではない旨の判断が下されております。

上記定時株主総会における特別決議は、直接的には、SP 公開買付けに対する対応策としての当社第 2 回新株予約権無償割当てを行うことを承認するものですが、その際に定時株主総会における特別決議により新設された当社定款規定(当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のためになされる、新株予約権者のうち一定の者はその行使又は取得に当たり他の新株予約権者とは異なる扱いを受ける旨の条件を付した新株予約権に係る新株予約権無償割当てに関する事項を、取締役会決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の委任に基づく取締役会決議により決定する旨を定める当社定款第 19 条第 1 項)は、当社取締役会が、大規模買付者が(ア)大規模買付ルールに従わずに当社株式に対する大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は(イ)大規模買付ルールに従って当社株式に対する大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であっても当社の株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合において、本新株予約権の無償割当てを実施することを認めるものであるとと考えております。

また、当社は、本日(平成 19 年 8 月 30 日)開催の当社取締役会において本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認

するため、平成 20 年 6 月に開催予定の第 83 回定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認されなかった場合には、本対応方針は直ちに廃止されるものとします。そして、第 83 回定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認された場合にも、当社は、本対応方針の有効期間中にその後開催される第 84 回定時株主総会の後、最初で開催される当社取締役会において、かかる株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとします。当社は、当社第 82 回定時株主総会において、定款を変更して、取締役の任期を 1 年に短縮したことから、第 84 回定時株主総会終了時に当社取締役全員が任期満了となりますので、第 84 回定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3 名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針導入時の独立委員会の委員には、石川博康氏、竹原相光氏及び増田英次氏の合計 3 名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙 4「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(ii)に記載の手續に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権無償割当ての基準日に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までであれば本新株予約権の無償割当てを中止しますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権無償割当ては中止されないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります(この場合には、後記4.(2)のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として

当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成 22 年 6 月に開催予定の当社第 85 回定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社第 83 回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案が承認されなかった場合、②当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、③当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 株主意思を重視するものであること

上記 2. (3) (a) に記載のとおり、当社は、平成 19 年 8 月 30 日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしましたが、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成 20 年 6 月開催予定の第 83 回定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認されなかった場合には、本対応方針は直ちに廃止されるものとします。そして、第 83 回定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認された場合にも、同定時株主総会后、

最初に開催される当社取締役会において、かかる株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとしております。

また、上記 2. (3) (c)に記載のとおり、第 83 回定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認され、且つ、同定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針を維持することを決定した場合であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

(3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記 1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記 2. (2) (a)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立委員会の設置

上記 2. (3) (b) (i)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断

の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2. (3) (c)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 2. (3) (b) (iii)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの

経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について取得又は行使の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株券が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

- (1) 名義書換

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります(なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。)

- (2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株

主の皆様が必要となる手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第 273 条、第 274 条)に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、取得を行います。また、非適格者以外の株主の皆様の本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第 279 条第 2 項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

6. その他

本対応方針は、平成 19 年 8 月 30 日開催の当社取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、証券取引法又は各証券取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

(別紙1)

当社の大株主の状況

当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資の状況(*)	
	所有株式数(千株)	発行済株式の総数に対する 所有株式の割合(%)
日本生命保険相互会社	2,760	3.95
興和株式会社	2,400	3.44
株式会社みずほ銀行	2,181	3.12
凸版印刷株式会社	2,137	3.06
ブルドック持株会	2,132	3.05
養命酒製造株式会社	1,864	2.67
株式会社福岡銀行	1,863	2.67
スティー爾・パートナーズ・ジャパ ン・ストラテジック・ファンド(オフ ショア)、エル・ピー	1,780	2.55
第一生命保険相互会社	1,737	2.49
株式会社間組	1,452	2.08
計	20,308	29.10

* 上記の当社への出資の状況(所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有株式の割合)は、当社が直近で設定して公告した基準日である平成19年7月10日の最終の当社株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された当社株主様の所有される株式数に、平成19年8月9日付けの当社による当社第2回新株予約権の取得等の手続に伴う結果が反映されたものです。(発行済株式の総数に対する所有株式の割合は、上記当社第2回新株予約権の取得後の当社の発行済株式の総数69,774,401株を基に算出しております。)

なお、スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シーが平成19年8月24日付けで関東財務局に対して提出した公開買付報告書によれば、SP公開買付けには、当社株券につき1,318,456株の応募があり、これを全て買付ける旨が記載されておりますが、当社としては、本日(平成19年8月30日)現在、リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーを株主とする旨の株主名簿又は実質株主名簿の記載又は記録の変更を確認してお

りません。また、上記公開買付報告書及びスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シーが平成 19 年 5 月 18 日付けで関東財務局に対して提出した公開買付届出書によれば、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー及びその特別関係者の株式の保有状況は、以下のとおりとなりますが、平成 19 年 7 月 10 日現在の当社の株主名簿及び実質株主名簿上、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー及びリバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーが株主であることは確認できません。

株主名	当社への出資の状況(*)	
	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する 所有株式の割合(%) (*2)
スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー	1,318,456	1.89
スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー	1,780,000	2.55
リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー	680,000	0.97
計	3,778,456	5.41

以 上

(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断

される場合

- (10) その他(1)乃至(9)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)の同数以上で当社取締役会が別途定める数と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下「対象株式数」といいます。)とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹⁰、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹¹、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者¹²(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき金銭等¹³を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。)をいいます。

¹³ 「金銭等」とは、会社法第 151 条に規定する金銭等を意味します。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(別紙4)

独立委員会委員の略歴

石川 博 康(いしかわ ひろやす)

(略歴)

昭和 59 年 12 月 裁判所入所
平成 4 年 4 月 埼玉弁護士会弁護士登録
平成 4 年 4 月 石川博光法律事務所入所
平成 12 年 1 月 石川総合法律事務所開設
平成 19 年 4 月 アーク法律事務所開設(現職)
平成 19 年 6 月 当社監査役就任(現職)
(会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。)

竹原 相 光(たけはら そうみつ)

(略歴)

昭和 52 年 1 月 ピート マーウィック ミッチェル会計士事務所入所
昭和 57 年 5 月 公認会計士登録
平成 2 年 9 月 中央新光監査法人社員
平成 8 年 8 月 中央監査法人代表社員就任
平成 15 年 7 月 中央青山監査法人評議委員
平成 17 年 3 月 中央青山監査法人退所
平成 17 年 6 月 ZECO0 パートナーズ設立・同代表(現職)
平成 17 年 10 月 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役就任(現職)

増田 英 次(ますだ えいじ)

(略歴)

平成 2 年 4 月 第一東京弁護士会弁護士登録
平成 2 年 4 月 西村総合法律事務所入所
平成 8 年 9 月 米国イェール大学法学大学院客員研究員
平成 10 年 10 月 メリルリンチ日本証券株式会社入社
平成 12 年 11 月 同社法務部長[ジェネラルカウンセル](個人顧客部門)兼執行役員
(平成 13 年 3 月～平成 14 年 7 月)
平成 15 年 5 月 米国コロンビア大学法学大学院修士課程卒業(LL. M.)
平成 15 年 11 月 新村総合法律事務所入所(現職)
平成 18 年 9 月 ニューヨーク州弁護士登録

以 上